

社債権者集会の決議事項の明確化等について

2016年4月6日
経団連 経済基盤本部

1. 会社法716条では、社債権者集会において、「この法律に規定する事項」の他、「社債権者の利害に関する事項」について決議することができることとされているところ、「社債権者の利害に関する事項」の具体的な内容が明確ではなく、例えば、①社債管理者の法定権限に属する行為のうち社債権者集会の決議を要するもの以外の行為や、②社債管理者の約定権限に属する行為（①、②の具体例として（ア）償還期限の変更や利率の変更、（イ）発行会社の信用劣化に伴うコベナントの追加等）がこれに該当するかどうか必ずしも明らかでない場合がある。

そこで、例示規定の創設や、社債管理委託契約に定めがあれば決議できる旨の規定の創設などにより、社債権者集会によって決議できる事項を明確化していただきたい。

2. また、社債権者集会の決議と社債管理者の権限との関係について会社法上明確ではないことから、社債権者集会の決議が社債管理者の法定・約定権限に優先することとなることを明確化いただきたい。
3. さらに、「社債権者の利害に関する事項」に係る決議については、普通決議で足りる旨（724条2項の対象とはならない旨）、及び裁判所の認可により決議どおりの効力が生じる旨を明確にしていきたい。

以上